## 藤沢市清浄光寺の時衆過去帳

松俊秀

赤

太平記巻第二十六の正行参吉野事に出ている如意輪堂の壁板に連来する有名な記事に、「各名字を過去帳に書き連ねて」とあつて、死を決した一族の覚悟の程を示すのに、過去帳にその名を記すると死を決した一族の覚悟の程を示すのに、過去帳にその名を記すると、渡羅南北過去帳は元弘三年五月九日に当寺前で討死自害した六波森標題一族百三十人以下の人々の姓名を記録しており、群書瀕従にその全文が収録され、原本は早く国宝に指定された。このように過去帳と武士の宗教観念について何か特殊の結び付きがあると思われるのに対して、鎌倉時代の後期から室町時代にかけて、武士に特に信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信がられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信がられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十代信が日本の大寺の場合は、近世が大学であると思われるのに対しているために対しているととが判でいるととが判した。

帖が弘安二年六月で、「時衆過去帳事 ※衆 思阿弥陀仏」と筆を起しいが弘安二年六月 ており、乙の部は弘安四年で、「時衆過去帳事尼衆西一房」、仏安四年口月 あろう。過去帳の書き始めと同一の筆致は同じく清浄光寺所蔵の弘 宰した他阿真教がこれを書き始めたものとして恐らく誤りはないで あるが、書き始めの分が一遍の筆でないことは、今のべた正応二年 **筆者であるが、明らかに後から書き入れで「正応二年八月廿三日辰始** き継ぎされていることは、実物を見ればすぐ判明するし、僧衆の過 初から一行宛の書き継ぎではないにしても、弘安五六年頃からは書 最初の一行から書き継ぎであるか、それとも最初の内のある部分は 初められ、以下両帖共に法名と命日が次々に記されている。問題は ける建前が始めから取られていることが注目される。鸖き始めは甲 安元年別時番帳にも見出される。 の一遍入寂の書き入れで明らかである。一遍のあとに時宗教団を主 **遍房」と書かれてあることでも確められる。次の問題はその筆者で** 去帳の巻頭の欄外に、書き出しの「時衆過去帳事仲衆」とは、 一度に書いたのではないかと云うことであるが、厳密の意味では最 さてその内容であるが、甲帖は僧衆、乙帖は尼衆と性別に鸖き分 同じ

一遍聖絵(聖戒本)一遍上入縁起(宗俊本)、を始めとし、一遍上あることは確実であるが、それが明らかになると、それを基にして、あることは確実であるが、それが明らかになると、それを基にして、

八

資

料解説

資料

連ねてと云うのも、この気持からであつた。 現存とあり命日が記入されていない。太平記の過去帳に名字を铛き 頃に乗阿弥陀仏と記入して貰つた大使入道などがそれで、 ば、 に何とかして過去帳にその名を書き入れて貰うと努めた。 ある意味でその権威の源であつた。後生の安泰を深く願う者は生前 が、この過去帳の「不」である。従つて聖の持つている過去帳は、 ことが判明した時は、死後でもその往生が取消される、生存中なら その代償として、極楽往生が保証される。服従が絶対的でなかつた て、聖に対して文字通り身命を帰して絶対に服従することであり、 くも始まつていることを物語つている。時宗の特色は帰命戒と称し れたことを示すもので、後世御免の時宗独特の宗風が一遍の時に早 始めとして、間々法名の上に「不」と注されていることである。こ 三月死去の僧衆の終阿弥陀仏、弘安四年口月死去の尼衆の西一房を ここでは述べないが、それに関聯して、注目されるのは、弘安六年 究に確実な手懸りを与へることになる。その具体的内容については、 れは、その往生人が死後極楽に往生していない所謂不往生と判定さ 人縁起熊野率納記等の史料的価値を験することができ、美術史の研 教団を追放されるのであつた。そのことを端的に表明したもの 裏書には 応安元年

は、厳格に実行されなかつたようで、過去帳では延文五年十月十六このように厳しい追放制度も、教団が大をなした南北朝時代以後

が注目される。師直等が時宗の信者であつたことは、園太暦や太平 帳の内容は根本から改められ、台帳が新たに作られ、記入も死者が 義を失い、教団に対する<br />
志納の代償としての<br />
意義しかなくなつて来 日に西宮で首を刎ねられると、直ちにその法名が書き込まれたこと 列せられた。武家では、高師直・師泰の兄弟が観応二年二月二十六 では、後小松天皇と光範門院が応永卅年二月時正日に過去帳に名を ことも如実に判明する。その詳細な紹介はここでは控へるが、皇室 主張した皇室・公卿・武家・庶民に亙つて時宗が信者を持つていた 今後重要視されるのは、この裏書の部分である。私が以前の論文で り裏害に帰依者の身分が詳しく書かれることとなつた。史料として た。従つて法名は記されるが、歿年は全然記されなくなり、その代 主ではなく、現存の者で遊行に結縁した者を記入するのが主となつ る。事実、遊行十二代尊観が応永七年七月に遊行を始めると、過去 めたためであつて、こうなると、過去帳は後世御免の権威の源の意 の頃から公武の上層階級の先祖の法名を過去帳に書入れることを始 三年以後、年月日が前後顚倒錯雑し始めるのである。 る。今迄は年月を追つて往生人を記入して来たのが、僧衆では応永 と同時に顕著となつたことは、過去帳の性質が変つてきたことであ 注されている以後は、「不」は記されていない。追放が寛大になる 日往生の以阿弥陀仏、明徳五年二月三日往生の能仏房に各「不」と その原因はこ

るが、恐らく後小松院の時のことであろう。 去帳の註記に依ると、院より求められて写本を朝廷に進上したとあ その間に清浄光寺で用いられた過去帳も現存している。又僧衆の過 十余年して敦賀西方寺で過去帳は発見され、清浄光寺にかへつた。 ように三十一代他阿が西国遊行の際に紛失したためで、それから六 続いたが、そこで中絶している。これは僧衆の過去帳の後記に在る でも過去帳の記入は永祿六年に遊行を相続した三十代他阿の時まで 少している。応仁の乱後急に時宗は衰額したのである。しかしそれ 遊行を始めた十九代の他阿の時までであつて、それ以後は次第に減 に依ると、過去帳への記入が大量に行われたのは、文明三年六月に どうして衰頽したかと云うのは、一つの問題であるが、この過去帳 このように社会の各層に亙つて多数の信者を持つていた時宗が、

> 対馬 玄海の絶島対馬の考古学的調査

、東方考古学證刊

乙種第六冊

野 清 一・樋 口 隆 康・岡 崎

敬

水

た機会を第一にとらえて、東亚考古学会は昭和二十三年八、九月の が、従来全く世の人の限からとざされていたヴェールを取り除かれ この島の重要さは、その地理的環境を考えただけでも明かである

学的知見を基として、対馬を中心とする上代大陸変渉史を展開して である。内容は出土品、神社収蔵品のすべてを網羅しこれらの考古 両月、全島のゼネラル・サーヴェイを行つた。本書はその成果報告

いる。

**註捌稿「一遍上人の時宗について」(本誌昭和十九年十月号)** 

内容体裁-――図版コロタイプ七十二版、揷図百二十八、図表そ

の他十五、B5版、本文―和文・英文・三百二十余頁、

定価一千八百円

申込先

所気付、東亜考古学会。 --京鄰市左京区北白川小倉町五〇、京大人文科学研究

八三

资 料 解 説